

番号	受付日	質問事項	回答
1	R8. 4. 30	<p>使用テキストについて 「研修に使用する教材は「放課後児童クラブ運営指針」（令和7年1月22日付けこ成環第16号こども家庭庁成育局通知別紙）と、「放課後児童クラブ運営指針解説書」の使用を必須とする。」 仕様書概要に上記の記載部分について「放課後児童支援員都道府県認定資格教材」の第4版が出版される可能性があるため、出版された際は使用可能か。</p>	<p>「放課後児童支援員都道府県認定資格教材」については、出版社から今年度における第4版への改訂は予定されていない旨の回答を受けておりますので、「令和8年度放課後児童支援員宮城県認定資格研修業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）第4・2・（1）・エ・（イ）に記載のとおり、「放課後児童クラブ運営指針」（令和7年1月22日付けこ成環第16号こども家庭庁成育局通知別紙）と、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を使用してください。</p>
		<p>研修申し込み方法について 電子申請システム以外での申し込みは一切不可となるのか。</p>	<p>原則として仕様書第4・2（2）・エに記載のとおりですが、対象となるすべての受講希望者が受講できるよう、電子申請が困難な申込者への対応もお願いします。</p>
		<p>電子申請システムについて 昨年度、同一の受講希望者が複数申し込みを行ってしまうケースがあった。同一の受講希望者は複数回申し込みできないなどの制限は設ける予定はあるか。また、電子システムにて申し込み後、住所など内容を変更したい際、受講希望者側が修正することは可能か。</p>	<p>受講申込は、宮城県が使用する電子申請システム（LoGo フォーム）を使用することとしています。 同システムにおいては、同一の受講希望者からの複数回の申込みを制限・防止する機能はありません。そのため、電子申請に慣れていない受講希望者が複数回申込み等を行う場合が想定されますが、その際は、受託者が申込者に電話等で確認の上、受託者側で重複したデータを削除願います。 また、受講申込み後、受講希望者側が電子申請システムにより住所など内容を変更することについては、システムの仕様上は可能ですが、電子申請に慣れていない受講希望者が対応に苦慮する場合も想定されることから、受講希望者からそのような連絡を受けた際は、原則として、受託者側においてデータの修正をお願いします。</p>